

# 鳥取大学鉄道研究会規程

目次

## 鳥取大学鉄道研究会規約

第一章 総則

第二章 目的及び活動

第三章 会員

第四章 総会

第五章 役員

第六章 会計

第七章 財産

第八章 改定

第九章 雑則

第十章 補則

付則

## 鳥取大学鉄道研究会会計規程

## 鳥取大学鉄道研究会役員選挙規程

## 鳥取大学鉄道研究会の財産目録に関する規程

## 鳥取大学鉄道研究会の総会議事録に関する規程

# 鳥取大学鉄道研究会規約

## 第一章 総則

### 第一条 会の名称

本会は「鳥取大学鉄道研究会」と称する。英語名称は「TOTTORI University Railway Fan Club」とする。

### 第一条の二 略称

本会はまた「鳥取大学鉄研」「鳥大鉄道研究会」「鳥大鉄研」を略称として用い、鳥取大学内においては「鳥取大学」（以下、「本学」という。）「鳥大」を外して用いる事ができる。

### 第二条 当規約の目的

当規約は、本会におけるトラブルの防止、トラブルの処理を目的として定めるものであり、会員の自由意志並びに法律的権利を制約するものではない。

### 第三条 最高規定

この規約に反する規約・規程は効力を持たない。

### 第四条 事務局

本会の事務局は本学内に置く。

## 第二章 目的及び活動

### 第五条 目的

本会は本学内の一組織として、鉄道に関する知識の普及に当たり、またその活動を通じて会員相互の親睦を図る。

### 第六条 活動

本会は前条の目的を達成する為に、次の活動を行う。

- 一 鉄道に関する情報の収集
- 二 会誌の発行
- 三 展示会等の開催
- 四 旅行・パーティ等の主催
- 五 その他、本会の目的達成の為に必要と認められる活動

## 第三章 会員

### 第七条 会員の種類

(1) 会員の種類及び要件を次のように定める。

- 一 普通会员 本学の学生。
- 二 特別会員 本学の教官、職員。
- 三 後援会員 前二号に該当しない者、及び本学に所属しない者。

(2) 会員は前項の要件を失ったときには直ちに総会で報告しなければならない。

(3) 会員の種類の変更

卒業などにより会員の種類を変更しようとする者は、予め総会に届け出て承認を得なければならない。

#### 第八条 入会

(1) 本会への入会は総会の承認を得なければならない。

(2) 入会が認められた者は会員名簿に署名しなければならない。

#### 第九条 資格の発生

会員としての資格は、前条により承認された時点で生じ、退会した時点で消滅する。

#### 第十条 会費

総会で承認された場合を除き、会員は別に定める会費を納めなければならない。

#### 第十一条 退会

(1) 退会しようとする者は規約に定める場合を除き、本人の自由意志により申し出て、総会の承認を得なければならない。

(2) 第七条に定める要件を失った時は、それが総会に報告された時点で退会とする。

#### 第十一条の二

本会に対し債務及び債権のある者は退会までに清算しなければならない。

#### 第十二条 再入会

再入会は、これを妨げない。

#### 第十三条 禁止事項

会員は次の事をしてはならない。

一 会の分裂又は解散、特定の会員を退会させる事を目的とした行為。

二 暴力行為

#### 第十四条 違反者

第十三条に違反した者は、全普通会员の三分の二以上の承認を書面で得て、これを退会させる事ができる。

#### 第十五条 違反者の債権

当規約に従って退会した者は、当会に対し一切の債権、債務を持たない。

#### 第十六条 会員の地位の保全

(1) この規約によらなければ、会員はその資格を失うことがない。

(2) 除名、資格停止はいかなる場合においてもしてはならない。

### 第四章 総会

#### 第十七条 最高機関

総会は、本会の意思決定機関であり最高議決機関である。

#### 第十八条 立法機関

総会はすべての規約・規程を審議し、承認する。また、総会の審理を経ずに規約・規程を定め、また改廃する事はできない。

#### 第十九条 構成

総会は全普通会员によって構成される。

#### 第二十条 開催

- (1) 総会は定期的を開催する。この他、会員は開催を要求する事ができる。
- (2) 総会の開催は全員の総意による。

#### 第二十一条 成立

総会は全普通会员の二分の一以上の出席をもって成立する。

#### 第二十二条 議決権

会員は総会において各々一個の議決権を持つ。

#### 第二十三条 議決

- (1) 出席した会員の三分の二以上の賛成を以って議決と成す。
- (2) 会計に関しては担当者の出席しない総会で議決をする事はできない。

#### 第二十四条 欠席

- (1) 総会に出席できない時は、事前にその旨を知らせなければならない。
- (2) 総会に出席できない会員は代理人又は意見書をもって議決権を行使する事ができる。
- (3) 本人の怠慢により総会を欠席した場合は、その議決に異議を唱える事はできない。

#### 第二十五条 議事録

- (1) 次の各号に定める事項を処理した際には、議事録を作成しなければならない。議事録の様式については別に定める。
  - 一 会員の入会・退会の承認
  - 二 第十四条に基づく退会の承認
  - 三 予算・決算の承認等会計に関する事項
  - 四 第十条に基づく会費の免除
  - 五 役員交代
  - 六 第六条に基づく活動計画の承認
  - 七 その他、総会において重要と認められた事項
- (2) 議事録は少なくとも最終の記入日より五年間保存されなければならない。

### 第五章 役員

#### 第二十六条 役員の種類

(1) 本会には次の役員をおく。また、これ以外にも必要な役員をおくことができる。

- 一 会長 一名
- 二 副会長 二名
- 三 会計担当 一名
- 四 顧問 若干名

(2) 役員にはそれぞれ補佐を置くことができる。

#### 第二十七条 役員の仕事

- (1) 会長は総会の議決に基づき会の運営全体を統括し、また会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長がその仕事を行えないときはこれを代行する。  
副会長のうち一名は部室の管理等学内における業務、もう一名は広報及び学外における業務を主に担当する。
- (3) 会計担当は会の会計業務全般を統括する。
- (4) 顧問は本会に対して助言・援助を行う。

#### 第二十七条の二 会計担当の専任権

会計担当は、その業務が煩難たる時は、担当以外のすべての業務を免除され、会計業務のみに従事するものとする。ただしこの条項は会計担当者の負担軽減を図るものであり、いやしくもこれを濫用してはならない。

#### 第二十八条 役員を選出

役員は総会の承認を得て普通会員より選出される。選出に際して選挙を行う場合は、別に定める規程による。

#### 第二十九条 役員の仕事

役員の仕事は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

#### 第三十条 辞任

役員の仕事途中で辞任は、総会の承認を必要とする。ただし、正当な理由の無いときは辞任できない。

#### 第三十一条 罷免

役員が著しくその業務に適しないとき、または役員が自らの業務に忠実でない時は、全普通会員の三分の二以上の賛成によって罷免する事ができる。

#### 第三十二条 後任者の選出

- (1) 第三十条によって役員が辞任したとき、第三十一条によって罷免されたときは、第二十九条に準じて後任者を決定する。
- (2) 後任者の仕事は、前任者の残りの期間とする。

#### 第三十三条 再任の禁止

- (1) 役員の再任及び兼任はこれを禁止する。
- (2) 会員数が不足している時、及び第三十二条二項の期間が六ヶ月に満たないときは前項の限りではない。

## 第六章 会計

### 第三十四条 会計の原則

- (1) 本会の会計は全て総会の承認を必要とする。
- (2) 本会の会計は全て会計担当の知るところでなければならない。

### 第三十五条 会計年度

会計年度は毎年四月一日より翌年の三月三十一日までとする。

### 第三十六条 会費承認の原則

会費の改定、新設は普通会员の三分の二以上の賛成を得なければならない。

### 第三十七条 収入

本会の収入は、会費・寄付金・特別会計収入その他をもってこれに充てる。

### 第三十八条 収入の報告義務

会計担当は本会に収入があった時、これを総会で報告しなければならない。

### 第三十九条 会計簿

本会の会計は全て会計簿に記載されなければならない。

### 第四十条 支出・債務の承認

本会が支出し、また債務を負うには、総会の承認を必要とする。

### 第四十一条 予算

会計担当は毎会計年度の初頭に予算案を作成し、総会の承認を受けなければならない。

### 第四十二条 決算

会計担当は毎会計年度の初頭に決算報告書を作成し、総会の承認を受けなければならない。

### 第四十三条 報告義務

会計担当者は、会員の求めがある時には何時でも会計簿を含め会計の状態を公表しなければならない。

### 第四十四条 特別会計

- (1) 同一の活動に対し会計が煩雑であると認められる場合には、総会の承認を得て特別会計を設ける。
- (2) 特別会計の管理には担当を置く。ただし、第三十三条二項のよる場合を除き、会計担当がこれを兼務してはならない。

## 第七章 財産

### 第四十五条 財産の範囲

当規約において「財産」とは、本会の所有する文献・物品等を指す。

### 第四十六条 財産の管理

財産の管理は、副会長のうち学内を担当する者が(以下、「担当者」という)こ

れにあたる。

#### 第四十七条 財産目録

- (1) 担当者は、少なくとも年一回財産目録を作成しなければならない。
- (2) 財産目録の様式については別に定める。
- (3) 財産目録は少なくとも最終の記入日より五年間保存されなければいけない。

#### 第四十八条 財産の利用

- (1) 会員は自由に財産を利用することができる。ただし、部屋の外に持ち出す場合には担当者の許可を得なければならない。
- (2) 前項の許可について不服のある場合は、二名以上の役員がこれを検討する。これに担当者が含まれていても構わない。

#### 第四十九条 財産の売却・処分

財産を売却・処分しようとする時には、全普通会员の三分の二以上の賛成を必要とする。

### 第八章 改定

#### 第五十条 改定手続き

当規約を改定する場合には全普通会员の三分の二以上の賛成を必要とする。

### 第九章 雑則

#### 第五十一条 支部の設置

- (1) 本会には地方支部（以下、「支部」という）を置くことができる。
- (2) 支部を設置しようとする者は、総会に文書でその旨願い出なければならない。
- (3) 前項により願い出があった場合、総会で別に規程を設けて対応する。

#### 第五十二条 会の解散

- (1) 本会が解散しようとする場合には、全会員の書面による承認を必要とする。
- (2) 全普通会员が卒業する場合には、本学の許可を得て顧問又は後援会員が会の運営及び財産の管理に当たる。

#### 第五十三条 書類の備置

本会の事務局には、運営記録簿・会員名簿・財産目録が常備されていなければならない。

#### 第五十四条 規約外の事項

- (1) 規約に規定されていない事が発生した場合には、総会で対応を決定する。
- (2) 前項の処理が終了したのちは、当規約に当該条項を追加しなければならない。

### 第十章 補則

#### 第五十五条 旧条項の適用

- (1) 本規約が施行された後も、会計については会計年度終了までは旧規約を適用する。
- (2) 旧役員はその任期の終了まで業務を行う。

付則一 この規約は1992年\*\*月\*\*日に全面改訂し、\*\*年\*\*月\*\*日より施行する。

付則二 この規約は2017年5月17日に一部改訂し、2017年6月1日より施行する。

## 鳥取大学鉄道研究会会計規程

第一条 会計の管理は規約の定めに従い、会計担当がこれを行う。

第二条 会費の額、及び徴収日は次の通り定める。

会員の種類	会費金額	徴収日
普通会員	月額500円	前期及び後期の第一回目の総会の時に、六か月分をまとめて納入
特別会員	無料	
後援会員		

第三条 会費の徴収は会計担当がこれに当たる。

第四条 (1)第二条による以外に臨時に会費を徴収する場合また特別会計の設置に伴う会費の徴収には総会の承認を必要とする。

(2)臨時会費の額はその都度定める。

第五条 (1)会計担当は本会に対し収入・支出等があった場合、直ちに会計簿に記載しなければならない。

(2)交通費以外の支出には領収書には領収書に類する物が添付されていなければならない。

第六条 会計簿には次の項目が記載されなければならない。

- 一、 収入金額
- 二、 収入の内訳
- 三、 支出金額
- 四、 支出の内訳
- 五、 収入・支出が行われた日付
- 六、 収入・支出を立て替えた者の氏名
- 七、 記入者名

第七条 (1)会計簿は最低十年間保存されなければならない。

(2)第五条二項の領収書は会計簿と一緒に保管し、翌会計年度の末まで保管されな



なければならない。

第八条 予算案は会計担当が役員と協議の上作成し、総会に提出する。

第九条 予算案及び総会で承認された予算書には次の事項が記載されなければならない。

- 一、 収入の欄（会費援助金、営業活動利益、寄付、繰越、利子、その他）
- 二、 支出の欄（交通費、書籍等物品購入費、贈与、その他）
- 三、 予備費

第十条 決算案は会計担当が作成し、総会に提出する。

第十一条 決算案及び総会で承認された決算書には次の事項が記載されなければならない。

- 一、 収入の欄（会費、援助金、営業活動利益、寄付、繰越、利子、その他）
- 二、 支出の欄（交通費、書籍等物品購入費、贈与、その他）
- 三、 予備費

## 鳥取大学鉄道研究会役員選挙規程

第一条 役員選挙は選挙担当者（以下、「担当者」という）がこれを把握する。

第二条 担当者は総会において普通会員により選出され、新役員の就任まで職務を遂行する。

第三条 役員選挙は投票日の十四日前に公示される。

第四条 (1)立候補は公示の日を含め七日間受け付ける。

(2)この期間に立候補者の無い場合は、選挙を中止して総会により新役員を決定する。

第五条 立候補しようとする者は、第三者の立会いの下に担当者に書面で届け出る。

第六条 (1)投票は無記名投票で行う。

(2)投票日に投票できない者は担当者に申し出、不在者投票を行う。投票用紙は封筒に入れて封緘をし、開票まで厳重に保管する。

(3)代理人による投票は、これを禁ずる。

第七条 担当者は全投票が終了した後すぐに開票と当選人告示を行う。これらの作業は公開で行う。

第八条 この規程に違反した者の措置は総会で決定する。ただし、その場合も投票権の剥奪は行われない。

## 鳥取大学鉄道研究会の財産目録に関する規程

財産目録には次の項目を記入する。

- 一、 品名（必要ならば連番）
- 二、 購入・寄付の日付（入籍日）

三、 購入担当者名

四、 購入金額

五、 備考

六、 記入者名及び記入日

備考欄には処分日、方法等を記入する。

## 鳥取大学鉄道研究会の総会議事録に関する規程

(1) 総会議事録には次の事項を記入する。

一、 開催日

二、 出席者

三、 議案

四、 経過

五、 議決事項

六、 記入者名

(2) 総会議事録の帳簿の一頁目には会員名簿を記載する。